

心理面・健康面の配慮

実践例 特別活動、自立活動【中学校(特別支援学校のセンター的機能の活用)】

病気の種類や状態によっては、登校や集団学習への不安が大きい児童生徒もいます。本実践は、特別支援学校教員が教育相談に当たりながら中学校への登校再開に向け、医療と教育の連携により意欲喚起をした取組です。

- ＜入院中の支援（特別支援学校）＞
- ・病状や入院中の様子の聞き取り
 - ・病院での面会による現状の聞き取り
 - ・興味・関心の高い活動（美術的活動）の提供と活動を通した心情の聞き取り
- ＜退院後の支援（特別支援学校）＞
- ・学校訪問による授業参観や担任との情報交換
- ＜登校時の支援（中学校）＞
- ・本人の興味を生かした活動の提供（学級目標掲示用デザイン画制作等）、気持ちに寄り添った指導

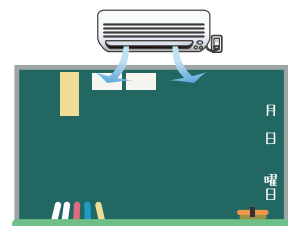
＜生徒の変容＞

- ・入院中の活動支援により、前向きな気持ちが向上
- ・自ら登校を再開し、個別的な学習だけではなく、集団学習や学校行事にも参加
- ・担任や学校の細やかな配慮と指導により、自分に適した進学先を選択、決定

支援体制に関する配慮 施設・設備に関する配慮

実践例 病状に応じた学習環境の整備【小学校・中学校・高等学校】

- ・校内職員や該当学年・学級及び全校児童生徒の家庭へ周知を図るための文書等を配付
- ・適切な教育支援に向けて関係者による支援会議を開催
- ・体力面等への負担を考慮し、該当学年の教室を1階または移動しやすい階へ配置
- ・体調の変化へ対応するため、保健室の近隣に病弱・身体虚弱特別支援学級を配置
- ・体温調節や健康の保持に配慮し、教室にエアコンを設置



具体的な手続きの流れ



関係機関

- 市町村教育委員会
- ・病弱・身体虚弱特別支援学級の入級手続や、他市町村の小・中学校等への転校、特別支援学校への転校について相談できます。
- 教育事務所・出張所、総合教育センター
- ・教育事務所・出張所では、学校や担当者への研修支援やケース相談ができます。総合教育センターでは、本人・保護者・担任への教育相談を行っています。

機 関 名	所 在 地	電話番号
北教育事務所	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186-62-1217
同 鹿角出張所	鹿角市花輪字六月田1	0186-23-3302
同 山本出張所	能代市御指南町1-10	0185-52-3369
中央教育事務所	秋田市山王四丁目1-2	018-860-3244
同 由利出張所	由利本荘市水林366	0184-22-3673
南教育事務所	横手市四日町3-23	0182-32-1101
同 仙北出張所	大仙市大曲上栄町13-62	0187-63-3477
同 雄勝出張所	湯沢市千石町二丁目1-10	0183-73-1106
総合教育センター	潟上市天王字追分西29-76	018-873-7215

- 特別支援学校
- ・教育相談、研修支援、病院内での通級による指導を受けることができます。

学 校 名	所 在 地	電話番号
秋田県立秋田きらり支援学校	秋田市南ヶ丘一丁目1番1号	018-889-8573
秋田県立ゆり支援学校	由利本荘市水林456-3	0184-27-2630

引用・参考文献

- ・「病気の子どもの支援ガイド」（平成28年3月 秋田県教育委員会）
- ・秋田大学教育文化学部教育学研究科病弱教育アーカイブ

＜お問い合わせ＞ 秋田県教育庁 義務教育課指導班 018-860-5148
高校教育課指導班 018-860-5165
特別支援教育課指導班 018-860-5135

病気の子どもへの支援ガイド

Part 2

～実践紹介～

病気の子どもたちへの適切な教育支援に向けた合理的配慮の実践例を紹介します。



平成31年3月
秋田県教育委員会

《合理的配慮の提供による実践例》

病弱・身体虚弱の子どもたちへの教育は、入院等により学びの場が変わることも多く、病状や教育的ニーズ等に応じた学びの連続性の保障が求められます。

そのためには、学校の設置者・学校と本人・保護者により合意形成を図りながら、合理的配慮の検討を行う必要があります。合理的配慮の内容は「教育内容・方法」「支援体制」「施設・設備」の3つの観点から検討され、個別の支援計画に記載することが望ましいとされています。

教育内容・方法に関する配慮

- ・学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ・学習内容の変更・調整
- ・情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ・学習機会や体験の確保
- ・心理面・健康面の配慮

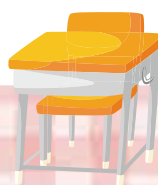


支援体制に関する配慮

- ・専門性のある指導体制の整備
- ・幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ・災害時の支援体制の整備

施設・設備に関する配慮

- ・校内環境のバリアフリー化
- ・発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ・災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮



1

教育内容・方法に関する配慮

学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

実践例 自立活動【小学校特別支援学級】

難治性の疾患がある児童の実態から、学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために、自立活動の「健康の保持」と「人間関係の形成」に関する内容を中心に取組です。

＜題 材 名＞「世界でたったひとつの“わたし手帳”をつくろう」

＜目 標＞ (1) 病気の状態を理解して、生活の中での自己管理能力を高める。
(2) 同じ病気を抱える人たちとの交流を通して、病気と向き合いながら主体的に生活しようとする気持ちを高める。

＜指導計画＞（10時間） ※以下の（ ）は時数

- ① 「わたし手帳」を作る計画を立てる。（2）
- ② 病気について調べ、「わたし手帳」に記入する。（4）
- ③ 「疾病当事者の会」代表〇〇さんへのインタビュー内容を考える。（1）
- ④ 〇〇さんへインタビューする。（1）
- ⑤ インタビューした内容を「わたし手帳」に書く。（1）他



「わたし手帳」に記載した内容
・病名 ・病状 ・薬の種類と服薬
・校外学習での注意
・処理や食事、入浴時の留意事項
・学校生活における留意事項
・〇〇さんへのインタビューで得た情報 等

＜成 果＞ 自尊感情や自己肯定感、自己管理能力の高まり

学習内容の変更・調整

実践例 体育科【小学校特別支援学級・中学校特別支援学級】

運動の実施に当たっては、学校生活管理指導票の指示内容や、主治医との相談に基づき、活動量や時間、内容を調整することが大切になります。

- ・運動の機会確保のため教室内にミニトランポリンを設置
- ・週3時間のうち1時間のみ体育科を実施。自立活動で身体づくりの活動を設定

2

情報・コミュニケーション及び教材の配慮

実践例 特別活動【特別支援学校（入院による小学校からの転学）】

入院治療を必要とする児童生徒にとって、在籍校とのつながりは心の支えや励みとなる上、スムーズな登校再開（復学）に向けても大きな意義があります。本実践は、教育委員会や大学と連携しながら通信環境を整え、特別支援学校（病院内）と小学校間で遠隔教育により居住地校交流を行った取組です。

＜方 法＞ アプリケーションソフトSkype（スカイプ）を利用した学習活動等の中継

＜内 容＞ 全校集会や学習発表会、授業等の映像配信、休み時間等の会話

＜配慮点＞ よりよい交流の実現に向けて

- ・活動場面や在籍校児童の様子を想定し、事前に保護者と活動内容に関する意向を確認
- ・機器設置や調整、必要機材の提供等に教育委員会や大学等が協力
- ・特別支援学校教員が小学校に事前に出向き、児童の病状や心情に応じて参加の仕方や活動時間を調整



～遠隔教育について～

遠隔教育は、病気療養などのため、通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対してＩＣＴを効果的に活用し、自宅や病院等において行う教育であり、学習機会の確保を図る観点から重要な役割を果たします。小・中学校等及び高等学校、特別支援学校で行われる同時双方向型の遠隔授業は、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価や単位認定等に反映できることになります。



学習機会や体験の確保

実践例 理科（病院内での指導）【特別支援学校（入院による小学校からの転学）】

病院内では動植物の持ち込みや火気の使用ができないため、観察や実験の実施が難しい学習内容もあります。しかし、医師と相談の上、体調や衛生面に配慮することで実施可能な活動には取り組むことができます。

- ・エタノールや湯で処理した植物の葉を実験時に使用
- ・インターネットのデジタル教材を活用し、実験の様子を確認
- ・同学年の児童や教師が行った実験をビデオで撮影し、実験の様子を確認



3